

熊本市市民活動支援センター運営業務受託事業者選考委員会 審査基準

1 基本的な考え方

本委託業務の受託者選定に当たっては、選考委員会において提案内容を公平かつ厳正に評価し、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定する。また、契約次点候補者も併せて選定する。

2 評価の方法及び契約候補者の決定

(1) 提案書類及び企画提案プレゼンテーションによる評価

見積書を審査し、提案上限額内であるか確認した上で、提案書類及び企画提案プレゼンテーションの内容について、3(3)評価項目と配点に基づき評価し、得点を与える。

(2) 契約候補者の決定

各委員の評価の平均を評価点とし、最も高い評価点を獲得した者を契約候補者とし、次点のものを契約次点候補者とする。ただし、最も高い点を獲得した者が2者以上ある場合は、審査会にて審議・決定する。

3 項目審査

(1) 得点の決定方法

各評価項目に示した評価細項目に対して、各委員が以下の考え方で得点を付ける。

得点の考え方	5点満点
特に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点

(2) 審査の基準

次の(3)に記載する項目ごとに示した評価細項目に基づき審査を行い、各委員の評価の平均点が1点の評価細項目があった場合は、その者を失格とする。

また、各委員の得点平均が5.0点未満の場合は選定しない。

(3) 評価項目と配点

評価項目	評価細項目	様式番号	配点	得点
1. 地域コミュニティ活動等の推進の場としての施設の活用方法について	(1) 目的を達成するための基本的な考え方	第 7-1 号	25 点	
	(2) 年間の企画事業についての総合的な方策			
	(3) 施設の設置目的を確保するためのモニタリングの方策			
	(4) 参画・協働に関する取り組みや他施設との連携の方策			
	(5) 学生等若い世代の施設利用を促進するための方策			
2. 市民の認知度向上と施設の利用促進が図られるような方策について	(1) 市民の認知度向上が図られるような具体的な方策	第 7-2 号	15 点	
	(2) 利用者ニーズを踏まえた施設の利用促進に向けた方策			
	(3) ホームページや SNS 等の IT を活用した方策			
3. 施設を活用したサービスを最大限に発揮するための方策について ※ (1)、(2)、(3) については「公募型プロポーザル実施要領」の別紙 1 を参照し、記載すること	(1) 利用促進が図られるようなニーズにあった効果的なセンター管理運営のための方策	第 7-3 号	20 点	
	(2) NPO 法人等の組織や人的面での健全な運営に向けた相談・支援等の方策			
	(3) 市民公益活動支援基金助成団体への支援並びに寄附の促進等の方策			
	(4) 令和 9 年度から令和 11 年度の 3 ヶ年間の事業計画の基本的な考え方			
4. 安定した施設運営・経営について	(1) 同種施設の運営実績 ※様式第 4 号に記載	第 7-4 号 (第 4 号) (第 8 号)	20 点	
	(2) 職員体制・職員配置計画 ※様式第 8 号に記載			
	(3) 職員の確保及び育成についての考え方			
	(4) 個人情報の保護に関する措置			
5. 業務従事者状況について	(1) 指揮・命令系統などの体系図（緊急時での体系も含み、本市との連絡関係及び従事者間《業務責任者等を含む》の相互関係について図を用いて記載すること。）	第 8 号	15 点	
	(2) 職員の配置計画及び災害時の配置計画			
	(3) 業務責任者等の実務経験実績			
6. 貸借対照表等	(1) 団体の財政基盤の状況	任意様式	5 点	
合 計			100 点	